

農林水産業の成長産業化に向けた主要な論点

平成 27 年 12 月 16 日
産業競争力会議実行実現点検会合
農業分野 主査 三村 明夫

本年 10 月、成長戦略の一つの柱である TPP が大筋合意に至った。人口減少により国内マーケットの拡大は期待できない我が国において、予見可能性、透明性、安定性の高い 8 億人の巨大市場を創出する TPP は、農林水産業にとっても大きなチャンスであり、このチャンスを活かし、若者が夢を持てる「攻めの農林水産業」への転換を進めていかなければならない。

このための鍵は、意欲ある経営体による競争である。「攻めの農林水産業」を志す、新しい発想を持った経営体が、売上げの拡大や生産コスト・中間マージンの削減に向けた経営改善の徹底、バリューチェーンの連結による付加価値を高めた商品の販売、ICT・ロボット技術等を活用した高度な生産・流通システムの導入等、様々な方向で努力し、国内外で競争する。これにより、農林水産業の成長産業化が実現するのである。

農林水産業は、地域に密着した地域の雇用を支える産業である。農林水産業の「稼ぐ力」が強化され、その成長産業化が実現すれば農山漁村に新たな雇用を生み出すことができる。これにより、ローカル・アベノミクスの成果が全国津々浦々に広がることとなる。

このような流れを生み出すためには、これまで「日本再興戦略」で示されてきた諸改革の着実な実行と深化が必要である。このため、以下の点を中心として「日本再興戦略」の実行状況を点検し、併せて更なる取組を強化すべきである。

また、「総合的な TPP 関連政策大綱」において、平成 28 年秋を目途に政策の具体的内容を詰めることとされている「農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略」等については、当会合においても、必要に応じて検討状況を確認し議論していくべきである。

1. 生産現場の強化

i) 農地中間管理機構の機能強化

- 2023年までに全農地面積の8割が担い手によって利用されるというKPIの実現に向け、「日本再興戦略」に基づく各種の施策を確実に実施することが必要である。

特に、農地中間管理機構を活用するインセンティブとして、実績を上げた都道府県に対し各般の施策を配慮するとの項目については、農林水産省予算の執行において実効性ある取組が重要であり、具体的な方針を本年度中に明らかにすべきである。

また、農地保有に係る課税の強化・軽減等の措置については、担い手への集約につながる実効性のある仕組みとなるよう、速やかに具体的な検討を進めるべきである。

- 自作へのこだわりの強い戦前世代の急速な引退が進む中、現在は、担い手への農地集積にとって最も重要なタイミングである。PDCAサイクルに即し施策の改善が継続的に進むよう、本年度の実績については年度終了後速やかに取りまとめ、その評価を踏まえ、機構の体制改善等の取組を一層進めるとともに、地域の民間事業者等のノウハウやネットワークの活用など、更なる改善方策を継続的に検討すべきである。

ii) 米政策改革の着実な実施

- 水田農業の競争活性化のためには、個々の経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境が必要であり、2018年産米を目途とする米の生産調整の見直しに向けた工程を確実に実施するとともに、これまでの政策を検証しつつ、更なる取組や自立的な経営判断を促すような政策について検討すべきである。

- 米については、主食用米及び飼料用米を対象に生産性向上のKPIを設定しておりPDCAサイクルを通じ確実に達成する必要がある。現在、飼料用米については、PDCAサイクルをまわす前提となる生産コストの内訳が明らかにされておらず、速やかに調査・公表すべきである。

2. 生産性の向上・ブランド力の活用

i) 生産性向上に向けた知見の結集・活用

- 農林水産業の「稼ぐ力」を強化するためには、生産性の徹底した向上が不可欠であり、このためには、農林漁業者自らの努力に加え、生産現場の周辺にある優れた知見の結集と活用が求められる。

このため、

- ・ ICT の活用等による先進的な生産・流通システムの開発・販売事業への参入を促進し、農林水産業の現場に普及させるとともに、物流・販売事業者との連携をどのように進めていくのか
- ・ 試験研究機関が開発した事業化シーズを、農林漁業の現場で実装するための技術的・財政的制約をどのように乗り越えるか
- ・ 農林漁業者が購入する生産資材（機械、肥料、飼料等）について、どのようにコスト削減を進めるか
- ・ 既存の人材育成機関（道府県の農業大学校、中小企業支援機関等）を活用し、今後の農林水産業の担い手として、経営センスを持ちマーケットインの発想等も駆使して経営を行う経営者を、どのように育成するか
- ・ 地元において、商工会議所・商工会等の異業種のメンバーとどのように連携し、相乗効果を生み出すか

等の論点について、取組や関係者との連携状況を点検し、課題を速やかに整理するとともに、生産性向上に向けた総合的な施策パッケージを成長戦略に盛り込めるよう、具体策の検討を進めるべきである。

ii) ブランド力の発揮のための環境整備

- 農林漁業者が、自らのブランド力を生かし、国内・国外の競合産地と適正に競争するためには、そのための環境整備として、店頭で産地等が明示される仕組みを現行の生鮮食料品等以外にも広げていくことが重要である。また、このような仕組みは、消費者が多様な情報を基に自らの選好に応じた商品を選択することにも資する。このため、原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行うとともに、諸外国との地理的表示の相互認証制度の導入等の取組を進めるべきである。

3. 農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の活用推進

- A-FIVE については、徐々に出資件数は増加しているものの、十分な投資実行には至っておらず、農林漁業者の成長を支援するインキュベーターとしての役割を適切に果たすこととなるよう、制度・運用の改善を進めるべきである。

農林漁業者等からは、意欲ある経営体をより広く支援できるよう投資対象となる法人の範囲を拡げてほしい、案件審査や管理について現場の裁量を拡げてスピード感をもった事業展開を可能とする必要がある、複数の都道府県を跨ぐ6次産業化の案件が形成されにくい等の指摘がある。今後、更に幅広く関係者の意見を聞き取った上で、マーケットインの発想に基づくバリューチェーンの構築が促進されるよう、投資対象の拡大、コンサルティング機能の強化など、速やかに改善措置を検討すべきである。

4. 農林水産物・食品輸出の戦略的推進

- TPP をチャンスとして諸外国の食市場の成長を取り込むため、「日本再興戦略」に基づく各般の施策を着実に実行し、2020年に1兆円という輸出目標を前倒しして実現するとともに、更なる高みを目指すべきである。このためには、品目別輸出団体の活動が、単発のイベント、商談会の開催を超えて、国内での産地間での連携が図られ、流通業界等も巻き込んで海外における販売網を構築する実ビジネスにつながるよう、具体的な取組を進めるべきである。

5. 林業・水産業の成長産業化

i) 林業の成長産業化

- 我が国の林業・木材産業の国際競争力を強化し、合板・製材の国産シェアを拡大するとともに、木質バイオマス燃料の安定供給に資するため、国産材の安定的かつ低コストでの生産体制づくりを急ぐべきである。このため、需要者のニーズに応じて木材を安定的に供給することのできる組織的な供給体制の構築、施業集約の前提となる森林境界・所有者の明確化等の取組を推進すべきである。また、新たな木材需要を創出するため、国産材 CLT の普及の拡大を推進するべきである。

ii) 水産業の成長産業化

- 水産業の収益性を向上させるため、マーケットインの発想に基づき、生産から加工・販売へとバリューチェーンを連結させる取組を推進すべきである。このためには一定のロットが必要であり、漁村地域がまとまって取り組む、計画的な活動を推進すべきである。

- また、水産業を、他の漁業者との先取り競争ではなく、消費者に評価される高価格の魚の漁獲競争へと変えていくため、資源回復・資源管理のためのルールづくりを一層進めるべきである。さらに養殖についても、品質やブランド力など強みのある水産物の生産・販売・輸出に向けた取組を進めるべきである。

※ KPI について

KPI については、目標に向け順調に進捗しているものもあるが、「B」評価となっている担い手への農地の集積割合、担い手のコメの生産コスト及び法人経営体数については、目標に対して十分な進捗がみられない原因を把握・分析し、改善策を講じるべきである。